

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付たる療養の費用を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に派遣労働者として雇用され、C所在のD会社（以下「派遣先会社」という。）において、事務職として就労していた。

請求人によると、通勤途中と勤務中に階段の昇降が続いたことにより、平成〇年〇月〇日に右膝の外側に痛みの症状を自覚し、同年〇月〇日、E整形外科に受診したところ、「右腸脛靭帯炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは通勤に伴うもの及び業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養の費用請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は通勤に伴うものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が通勤による疾病であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、療養給付たる療養の費用請求書において、災害原因及び発生状況について、「会社へ向かう途中と勤務中に階段の昇降が続き、右膝の外側に痛み発症した」と記載しているものの、平成〇年〇月〇日付け電話聴取書において、要旨、「あくまでも出勤時にF駅出口から地上に出る際、階段を使用していたことが原因であるとして通勤災害の申請をしている。」旨述べていることから、請求人に発症した本件疾病が、通勤による疾病であるか否か、以下、検討する。
- (2) G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件疾病と診断した上で、「右腸脛靭帯部に圧痛あり、エックス線、MRIにて明らかな所見無し、階段昇降などの負荷によって発症した可能性は否定できない。」と述べている。
- (3) 一方、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「通勤途中での階段の昇り降り動作であり、通勤災害にはあたらない。」と述べている。
- (4) 以上のように、G医師は、本件疾病の原因について、階段昇降などの負荷による可能性を否定できないと述べているものの、明確な発生原因について述べているわけではなく、あくまで可能性について述べているに過ぎず、当審査会としては、H医師の意見が妥当なものと思料する。

また、請求人の主張する通勤時の階段は、地下一階から地上に通じるものであって、社会通念上、考えられる通勤時の階段昇降の利用頻度の範囲内と認められることから、決定書理由に説示するとおり、ランニングによる過激な運動の負荷と同様に考えることは困難である。さらに、建物一階に相当する程度の階段の昇降は、通勤に限らず日常生活においても一般的に行われる動作であることから、当審査会としても、本件疾病の原因が、通勤に伴う階段昇降に起因

していることが明らかであるとは認められないものと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養の費用請求を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。